

新潟市犯罪被害者等支援推進計画（仮称）構成案

1 計画策定について

- (1) 趣旨
- (2) 位置づけ
→国及び県の計画、本市安心・安全なまちづくり推進計画との関係性
- (3) 期間
→令和4～8年度の5年間 ※国及び県の計画は令和3～7年度

2 犯罪被害の現状

- (1) 刑法犯認知件数
- (2) 交通事故発生状況
- (3) 犯罪被害者等の置かれる状況

3 基本的な考え方

- (1) 基本理念・方針
- (2) 支援体制
- (3) 重点課題

4 具体的な取組

- (1) 相談及び情報の提供等
- (2) 心身に受けた被害及び影響からの回復
- (3) 日常生活の支援及び配慮
- (4) 安全の確保
- (5) 居住の安定
- (6) 雇用の安定
- (7) 経済的負担の軽減
- (8) 市民等の理解の増進
- (9) 教育活動の推進
- (10) 人材の育成
- (11) 民間支援団体に対する支援

5 進行管理

→取組状況の公表や計画の見直しについて

6 資料編